

特定非営利活動法人静岡犯罪被害者支援センター定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人静岡犯罪被害者支援センター（以下「センター」という。）と称する。

(事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を静岡県静岡市葵区両替町一丁目4番地15に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 センターは、犯罪被害者やその遺族（以下「被害者等」という。）に対して、犯罪被害に関する相談事業その他の支援事業を行うとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図り、もって地域安全や人権の擁護に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 地域安全活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動

(事業)

第5条 センターは、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 犯罪被害の相談に関する事業
- (2) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者の裁定申請手続きの補助に関する事業
- (3) 物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法による被害者等への直接的支援に関する事業
- (4) 自助グループへの支援に関する事業
- (5) 被害者等に対する援助の必要性に関する広報及び啓発活動に関する事業
- (6) 犯罪被害相談員等・被害者支援ボランティアの養成及び研修に関する事業
- (7) 関係機関、団体等との連携による被害者援助に関する事業
- (8) 被害者等の実態調査及び研究活動に関する事業
- (9) その他センターの目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 センターの会員は、次の2種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 センターの目的に賛同して入会した個人又は団体若しくは法人

(2) 賛助会員 センターの事業を賛助するために入会した個人又は団体若しくは法人
人
(入会)

第7条 正会員として入会を希望する者は、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 賛助会員の入会及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは長期の不在、疾病等会員資格を維持することが困難な事情が認められたとき、又は会員である団体若しくは法人が解散したとき。
- (3) 正当な理由なく、会費を2年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において出席正会員の4分の3以上の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
- (2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(役員の種類及び定数)

第13条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事（理事長1人、副理事長3人及び専務理事1人を含む）5人以上17人以下
- (2) 監事 2人

(役員を選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選により定める。
- 3 監事は、センターの理事又は職員を兼ねることができない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の数分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員職務)

第15条 理事長は、センターを代表し、業務を統括する。

- 2 理事長は、センターの業務を適正に管理するため、副理事長の中から、あらかじめ指定した順序によりセンター長を指名する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指定した順序によりその職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長の命を受けて、センターの業務を掌理する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、センターの業務の執行を決定する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) センターの財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、センターの業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はセンターの財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また任期満了後に後任が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任し、または任期が満了した場合においても、第17条に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において出席正会員の4分の3以上の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第19条 役員は、無報酬とする。ただし、常時勤務する役員に限り報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(総会の種別)

第20条 センターの総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他センターの運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、年1回以上開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 通常どおりの総会の開催が困難な状況になった場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会の表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者等又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席正会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定に拘らず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。理事長は必要と認める時は、参考人を招致することができる。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しないセンターの業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 通常どおりの理事会の開催が困難な状況になった場合において、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、または他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者等又は表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席理事のうちから、その理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定に拘らず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 センターの資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 補助金
- (4) 寄附金品
- (5) 資産から生ずる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第39条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 センターの会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(事業計画及び活動予算)

第41条 センターの事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、毎事業年度の開始前に、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、公安委員会に提出しなければならない。ただし、やむをえない理由があるときは、その事業年度開始の日から3月以内に提出するものとする。

これらを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。

2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第43条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事長の承認を受けなければならない。

(予算の変更)

第44条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の変更をすることができる。

(事業報告及び決算等)

第45条 センターの事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後3月以内に所轄庁及び公安委員会に提出しなければならない。

2 決算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第46条 センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第47条 センターの事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。

3 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備置き帳簿及び書類)

第48条 事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 認証及び登記に関する書類
- (3) 役員及び職員の名簿及び履歴書
- (4) 会員名簿
- (5) 総会及び理事会の議事録
- (6) 各種事業の内容等を示す書類
- (7) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類資産
- (8) 負債及び正味財産の状況を示す書類
- (9) その他必要な帳簿及び書類

第9章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第49条 センターに顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与のうち、センターの運営に対する顕著な功労が認められる者を、特別顧問及び特別参与とすることができる。
- 3 顧問（特別顧問を含む。以下同じ）及び参与（特別参与を含む。以下同じ）は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- 4 顧問は、センターの運営に関する理事長の諮問に応じるとともに、理事長の要請に応じ、センターの事業について必要な助言を行う。
- 5 参与は、センターの運営に関する重要事項の処理等について協力するものとする。
- 6 顧問及び参与は、理事長の要請により、総会又は理事会に出席して意見を述べることができる。
- 7 顧問及び参与は無報酬とする。ただし、必要費用は支弁することができる。

第10章 遵守事項

(法令等の遵守)

第50条 役員、職員、顧問及び参与（以下、「役員等」という。）は、法令及びこの定款等を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第51条 役員等は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第11章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。また、当該変更事項は、速やかに公安委員会に提出するものとする。

(解散)

第53条 センターは、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項各号の事由によりセンターを解散しようとするときは、あらかじめ公安委員会に届出なければならない。

- 3 第1項第1号の事由によりセンターを解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 4 第1項第2号の事由によりセンターを解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 5 センターが解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第54条 センターが解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散の時点における総会において議決された者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 センターが合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 センターの公告は、センターの掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第13章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、センターの成立の日から施行する。
- 2 センターの設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	毎年		1,000円以上
(2) 賛助会員	個人	1口	1,000円以上
	法人・団体	1口	10,000円以上
- 3 センターの設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、センターの成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 4 センターの設立当初の事業計画及び収支予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 センターの設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、センターの成立の日から平成14年3月31日までとする。

附 則

この定款は、平成13年 9 月27日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成14年 5 月27日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成15年 5 月29日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成16年 5 月29日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成16年 8 月23日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成17年 5 月29日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成19年 2 月24日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成19年 5 月19日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成22年 8 月31日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成24年 2 月25日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成24年 5 月19日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成24年 8 月 2 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成25年 8 月22日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成30年 5 月25日から施行する。

附 則

この定款の変更は、令和 2 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この定款の変更は、令和 4 年 7 月19日から施行する。

別紙

設立当初の役員

役職名	氏 名
理 事 長	松 井 純
副理事長	杉 山 邦 裕
副理事長	永 澤 嘉 子
副理事長	森 則 夫
監 事	福 永 博 文
監 事	田 中 佑 二 郎
理 事	白 井 孝 一
理 事	高 橋 寛 之
理 事	神 部 英 子